

説明会でよくあるご質問と回答を掲載しています。

2025年12月12掲載

No.	カテゴリ	質問	回答	参考
1	制度全般	省令改正によりどのようなメリットがありますか。	電子マニフェストの「処分終了報告（最終）」「最終処分終了報告」に入力項目が追加されることで、再資源化を含む処分の状況をさらに把握できるようになり、排出事業者責任の徹底による廃棄物の適正処理の強化と資源循環の促進が期待されます。	
2	制度全般	再資源化等の情報はいつから入力する必要がありますか。	2027年4月1日の施行から必須項目として入力する必要があります。なお、2025年5月から任意項目として入力することもできます。	
3	制度全般	紙マニフェストも項目が追加されますか。	省令改正により項目が追加されるのは電子マニフェストで最終処分終了報告する場合ですので、紙マニフェストには適用されません。	
4	制度全般	廃棄物処理法施行規則の改正（2025年4月公布、2027年4月施行）により、排出事業者、収集運搬業者の入力項目に追加はありますか。	排出事業者、収集運搬業者の入力項目に追加はありません。今回の省令改正では処分業者の報告事項のみ追加されます。	
5	制度全般	再資源化等の情報はだれがいつ入力しますか。	処分業者が処分終了報告（最終）/最終処分終了報告をする際（紙マニフェストでいうE票を返送する際）に報告します。	
6	制度全般	1次マニフェストが電子、2次マニフェストが紙マニフェストの場合、1次マニフェスト（電子）の最終処分終了報告で2次マニフェスト（紙）にかかる再資源化等の情報を報告する必要がありますか。	1次マニフェストが電子の場合、2次マニフェスト以降が電子、紙にかかわらず、2次マニフェスト以降の再資源化等の情報も報告する必要があります。	
7	制度全般	再資源化物の売却先に関する情報も報告する必要はありますか。	売却に関する情報は報告する必要はありません。	
8	追加項目全般	追加される項目を具体的に教えて欲しいです。	再資源化を含めた最終処分までのフローが把握可能となるように、最終処分や再資源化にいたる各処分段階における次の項目を電子マニフェストに追加することとなります。 ①処分業者の名称と許可番号 ②処分事業場の名称と所在地 ③処分方法 ④処分方法ごとの処分量 ⑤処理後物の種類と量 （①～⑤を総称して「再資源化等の情報」といいます）	
9	追加項目全般	再資源化等の情報は修正はできますか。	修正できます。 なお、再資源化等の情報を修正した場合には、排出事業者の承認を経ずに修正内容が反映されます。 ただし、マニフェストの登録の状態が「確定情報」のマニフェスト情報については修正（取消）することはできません。	<a href="#">【処分業者向け】再資源化等の情報操作マニュアル P75-83</a>
10	追加項目全般	処分終了報告の際に再資源化等の情報を入力したいのですが、「再資源化等の情報追加」ボタンが押せません。	処分終了報告の際は、報告区分が最終の場合に再資源化等の情報を入力できます。 報告区分が中間（2次マニフェストがある）の場合は、最終処分終了報告の際に再資源化等の情報を入力してください。	<a href="#">【処分業者向け】再資源化等の情報操作マニュアル P36-59</a>
11	追加項目全般	2次マニフェスト以降の処分業者が入力した再資源化等の情報は自動で紐づけされますか。	紐づけされる機能はありません。	
12	追加項目全般	施行後の2027年4月1日以降は、再資源化等の情報が未入力だと処分終了報告（最終）・最終処分終了報告は完了できませんか。	2027年4月1日以降は再資源化等の情報の入力が必須項目になるため、未入力の場合は報告が完了できなくなります。	

説明会でよくあるご質問と回答を掲載しています。

2025年12月12掲載

No.	カテゴリ	質問	回答	参考
13	追加項目全般	再資源化等の情報はCSVファイルの読み込みによる報告はできますか。	CSVファイル読み込みによる報告ができます。 詳細はホームページに掲載しているCSVレイアウトをご参照ください。	<a href="#">CSVレイアウト P23、26-27</a>
14	追加項目全般	受渡確認票に再資源化等の情報の記載はありますか。	受渡確認票に再資源化等の情報は記載されません。 再資源化等の情報はメニュー「再資源化等の情報の照会」から確認してください。	<a href="#">【処分業者向け】 再資源化等の情報操作マニュアル P65-69</a>
15	追加項目全般	再資源化等の情報は排出事業者も確認できますか。	処分業者と同様にメニュー「再資源化等の情報の照会」から確認できます。	<a href="#">【排出事業者向け】 再資源化等の情報操作マニュアル P4-13</a>
16	追加項目全般	EDI方式のシステムでも再資源化情報は入力できますか。 また、いつから対応しますか。	EDI事業者によって機能や対応の時期等が異なりますので、直接EDI事業者に確認してください。	
17	追加項目全般	再資源化等の情報の報告について、報告する期限（3日ルール）の変更はありますか。	報告期限（3日ルール）の変更はありません。	
18	処分業者情報	処分事業者が基本設定メニューから許可番号がない業者の処分事業場設定をする際、許可番号には何を入力すればよいでしょうか。	都道府県が設置する処分事業場のように許可番号を有しない場合には、「999999」を入力してください。	<a href="#">【処分業者向け】 再資源化等の情報操作マニュアル P14-17</a>
19	処分方法	処分方法設定には処分方法の入力欄が4つありますが、すべて選択する必要はありますか。	4つすべてを選択する必要はありません。 ※処分事業場に搬入してから搬出するまでの一連の処分の過程で、複数の処分方法を用いる場合、最大4つまで選択できます。	<a href="#">【処分業者向け】 再資源化等の情報操作マニュアル P7-10</a>
20	処分方法	なぜ主たる処分方法を指定する必要があるのでしょうか。	複数の処分の工程がある場合でも、再資源化等に関する情報を適切に集計・把握するために、代表的な処分方法を「主たる処分方法」として明確にします。	
21	処分方法	主たる処分方法は破碎ですが、前処理として選別を行っています。 選別などの前処理まで設定することはできますか。	基本的には処分方法には許可の範囲内の処分方法を設定します。 処分方法は1連の処理として前処理を含めた4つの処分方法を設定できますので、今回のケースでは処分方法【処分1_選別】【処分2_破碎】とし、主たる処分方法は【破碎】を設定します。	<a href="#">【処分業者向け】 再資源化等の情報操作マニュアル P7-10</a>
22	処分方法	排出事業者が任意で入力している「処分方法」の内容や、入力方法に変更はありますか。	排出事業者は従来通りの処分方法を入力することができます。	
23	処分方法	排出事業者はマニフェスト登録時に処分方法を入力することができますが、処分業者が再資源化等の情報として報告する処分方法と一致させる必要がありますか。	処分業者が入力するのは実際に行った処分方法であり、排出事業者が入力できる内容と異なるため、必ずしも一致させる必要はありません。	
24	処分方法	中間処理過程での熱回収（サーマルリカバリー）について、処分方法は何を選択すればよいですか。	廃棄物処理法に基づく「廃棄物熱回収施設設置者認定制度」の認定施設で処理を行う場合は、処分方法を選択する際に、「焼却（熱回収あり）」を選択してください。 認定を受けていない施設における焼却処理過程で熱回収を行う場合は「焼却」を選択してください。	
25	再資源化等の情報パターン	作成するパターンの数に制限はありますか。	制限はありません。 運用に合わせて、廃棄物の種類ごとや排出事業者ごとに作成することができます。	
26	再資源化等の情報パターン	処分方法ごとの割合、処理後物の割合には何を設定すればよいのでしょうか。	受け入れる廃棄物の量（基準重量）に対する割合を、帳簿などにより過去の実績から算出し設定していただきます。	
27	再資源化等の情報パターン	パターンで設定する割合（処分方法ごとの割合、処理後物の種類ごとの割合）は小数点第何位まで入力できますか。	小数点第1位まで入力できます。	

説明会でよくあるご質問と回答を掲載しています。

2025年12月12掲載

No.	カテゴリ	質問	回答	参考
28	再資源化等の情報パターン	同じ種類の受託廃棄物でも、再資源化率や残渣率が違うことがあります。それぞれのパターンを作成する必要がありますか。	再資源化等の情報が精緻になるよう、廃棄物の質や組成に応じてパターンを使い分ける運用を推奨します。	
29	再資源化等の情報パターン	マニフェストによって最終処分場が異なりますが、最終処分場ごとにパターンを作成し、報告すればよいですか。	最終処分場を含め処理のルートが異なる場合はそれぞれのパターンを作成し、報告する必要があります。	
30	再資源化等の情報パターン	処理後物が複数ある場合はパターン設定ではどのように入力すればよいですか。	処理後物の種類ごとに分けて入力してください。自社での処理の場合は「自ら行った処理の追加」ボタン、委託先の処理の場合は「後工程追加」ボタンをクリックすることで処理工程の入力欄を1行追加することができます。	<a href="#">【処分業者向け】再資源化等の情報操作マニュアル P18-35</a>
31	再資源化等の情報パターン	複数の種類の廃棄物を受け入れていますが、すべて〔埋立〕の処理をしています。その場合（受託廃棄物が異なる場合）は、1つのパターンで対応できますか。	異なる受託廃棄物であっても、処分方法やその割合、処理後物の種類等まで全て同じであれば、1つのパターンを活用することができます。	
32	再資源化等の情報パターン	パターン作成の際に、委託先の処分方法ごとの割合等は何を根拠に設定すればよいですか。	委託先の処分業者に直接確認していただくか、過去の実績（帳簿等）を参考に設定してください。	
33	再資源化等の情報パターン	季節によって、廃棄物の性状が異なってくるため、同じ処理工程でも処分量や処理後物の量が異なってきますが、その場合、パターンに設定した割合は見直す必要がありますか。	再資源化等の情報が精緻になるよう、定期的に設定内容を見直していただくことを推奨します。	
34	再資源化等の情報パターン	再資源化等の情報パターンを作成する際の「再資源化等の情報パターンの種別」は何を選べばよいでしょうか。	<p>■自社の処理で最終処分または再生が完了する場合（2次マニフェストが出ない場合） →「処分終了報告」を選択します。</p> <p>■自社の処理で最終処分または再生が完了しない場合（2次マニフェストで中間処理後廃棄物を委託する場合） →「最終処分終了報告」を選択します。</p>	<a href="#">【処分業者向け】再資源化等の情報操作マニュアル P20</a>
35	再資源化等の情報パターン	パターン設定する際に、「受託廃棄物の種類」を任意で選択することができますが、選択しておくとどのように活用できますか。	<p>「受託廃棄物の種類」は、報告時に表示される「再資源化等の情報パターン」の絞り込みに活用できます。</p> <p>パターンの登録件数が多数になる場合に活用することを想定した機能ですが、パターンが少ない場合は受託廃棄物の種類を選択する必要はありません。</p>	<a href="#">【処分業者向け】再資源化等の情報操作マニュアル P21</a>
36	再資源化等の情報パターン	パターンを使用せずに再資源化等の情報を直接入力する場合でも、基本設定は必要ですか。	パターンを使用しない場合でも基本設定は必要です。	
37	再資源化等の情報パターン	パターン設定で、1次マニフェスト（マニフェスト区分が「1次」）の「処分方法ごとの割合」の合計を100%にする必要があるということですが、システム上でチェックはしていますか。	1次マニフェストの処分方法ごとの割合の合計が100%にならない場合、パターン設定が完了できません。	
38	数量全般（基準重量、処分量、処理後物の量）	「処分方法ごとの処分量」や「処理後物の量」について「的確に算出できると認められる方法により算出される数量を含む。」とされていますが、的確に算出できる量とはどういうことでしょうか。	<p>原則としては実測値を用いることが基本となります。実測値を用いることが難しい場合は過去の実績値や処理施設の設計値等から数量を算出するための「割合」をパターンに設定して報告することができます。</p> <p>パターンに設定する割合については、取引先の排出事業者や自治体に根拠を求められた際に説明できる割合を設定してください。</p>	

説明会でよくあるご質問と回答を掲載しています。

2025年12月12掲載

No.	カテゴリ	質問	回答	参考
39	数量全般（基準重量、処分量、処理後物の量）	基準重量とは何ですか。	基準重量とは処分業者が排出事業者から受け入れ、処分の対象とする廃棄物の量をkgで表した数量であり、再資源化等の情報における「処分方法ごとの処分量」及び「処理後物の量」を算出する基準となる重量になります。 JWNETでは基準重量に「処分方法ごとの割合」や「処理後物の割合」を乗じることによって「処分方法ごとの処分量」や「処理後物の量」を算出することができます。	
40	数量全般（基準重量、処分量、処理後物の量）	再資源化等の情報の基準となる「基準重量」はマニフェスト情報の「廃棄物の数量（排出事業者）」「運搬量（収集運搬業者）」「受入量（処分業者）」のいずれかの数量が反映されることがあります。反映された「基準重量」を変更するすることはできますか。	基準重量は直接入力し、変更することができます。	
41	数量全般（基準重量、処分量、処理後物の量）	数量の確定者が排出事業者でも、「基準重量」は処分業者の「受入量」が優先されますか。	JWNET上では、処分業者の「受入量」が優先して選択されますが、「廃棄物の数量（排出事業者）」または「運搬量（収集運搬業者）」を選択することもできます。	
42	数量全般（基準重量、処分量、処理後物の量）	確定数量と基準重量を一致させる必要がありますか。	確定数量は排出事業者が行政報告のために設定する数量であり、基準重量は処分業者が再資源化等の情報を入力するために設定する重量になります。 有価物拾集により、排出事業者と処分業者が入力する数量が異なる場合があるため、必ずしも一致させる必要はありません。	
43	数量全般（基準重量、処分量、処理後物の量）	受入量を基準重量に設定し、再資源化等の情報を報告が完了した後に受入量を修正した場合、再資源化情報の処分量や処理後物の量は自動的に修正されますか。	受入量の修正に連動して処分量や処理後物の量は自動的には修正されません。 処分量や処理後物の量などの再資源化等の情報の修正はメニュー【再資源化等の情報の修正】から修正してください。	<a href="#">【処分業者向け】再資源化等の情報操作マニュアル P75-83</a>
44	数量全般（基準重量、処分量、処理後物の量）	「基準重量」及び、「処分方法ごとの処分量」や「処理後物の種類ごとの量」について、単位を「kg」以外にすることはできますか。	再資源化等の情報の重量については「kg」で取り扱いますが、画面上の表示のみ「t」に変更することができます。	<a href="#">【処分業者向け】再資源化等の情報操作マニュアル P63-64</a>